

令和6年度西原町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和6年7月5日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、本町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 生活介護事業所
 - ウ 就労移行支援事業所
 - エ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 障害者基本法に基づき助成を受けてる小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（重度身体障害者等を常時、労働者として多数雇い入れるか、継続して雇用している事業主）
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援の業務等を行う団体）

5 共同受注窓口の活用等

共同受注窓口の活用等により、契約上は障害者就労施設からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に本方針が推進する調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

6 対象となる物品等

障害者就労施設等が供給する物品等とする。

7 調達目標

前年度の実績額を上回る額となるよう努める。

8 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

- (1) 担当窓口は、町内の障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等の調達の推進のための情報を提供する。
- (2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 3 号の規定による随意契約を効果的に利用する。

9 調達実績の公表

調達実績については、翌年度に町ホームページ等により公表する。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて本方針の見直しを行う。